

令和7年度 地域福祉活動助成金一般公募のお知らせ

清水町社会福祉協議会では、地域で身近な地域福祉課題に取り組み、様々な活動や事業を展開する団体・グループ等を一般公募し、共同募金会からの配分金や愛情銀行に寄せられた財源をもとに活動（事業）資金の一部を助成します。

この助成制度を活用され、さまざまな住民活動への積極的な取り組みをお願いします。

応募期限～令和6年12月7日（土）まで

応募方法～別紙「助成金要望（申請）書」（1事業につき1枚）に必要事項を記入の上提出してください。

助成の対象となる事業

- 障がい者や高齢者あるいは保健医療、更生保護の当事者やその家族等により構成される組織が社会参加のために取り組む事業やこれらの支援事業
- 住民参加による福祉活動や地域福祉向上のための事業
- 教育・子育てなどの幼児及び青少年の健全育成のための事業
- 環境保全や環境美化活動
- 災害等の支援活動
- その他、地域福祉の向上に効果があると認められる先駆的・開拓的活動

助成金の額

原則として対象事業費の範囲内とし、その上限を300,000円とします。

※備品については100,000円を上限とします。

助成金の対象とならない事業

- 公的な制度で実施されるべき事業
- 財政状況から助成がなくても実施可能な事業
- 他の財源により実施可能な事業
- 運営費で単にその補填的性格のもの
- 営利と連動する事業
- 団体会員等の親睦のための事業
- 政治や宗教と連動する事業

助成の対象となる費用

研修費、講師謝礼金、会場使用料、備品・機材等の購入費、PR資料などの作成費など

※助成の対象事業費は、各年度末（3月末）までに実施される活動です。

決定・助成の実施・報告

「地域福祉活動助成金審査委員会」において、活動内容等を勘案し、それぞれ決定します。

※審査・選考の結果、助成金額が要望額よりも減額することがあります。またこの助成金は共同募金、愛情銀行を財源としているため、寄付の状況により助成額の調整（減額）を行う場合があることをお含みおき下さい。

○交付決定～2月下旬（予定） ○助成金の支払い～5月下旬以降（予定）

○事業完了報告書～助成を受けた団体等は、実施活動の報告書（所定の様式）を提出していただきます。